

○事業ごみの分別・処理方法

(1) まずは、リサイクルすることが可能なもの(資源)を分別しましょう。

紙類(雑誌、新聞紙、段ボール、コピー用紙、雑誌類、シュレッダーで切断した紙類など)、ペットボトルやプラスチック製容器包装、木くずなどについては、分別して資源物引取業者へ売却もしくは処理委託することでリサイクルすることが可能です。

(3) 各リサイクル関連法に基づきリサイクル品目などを分別しましょう。

- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機(家電リサイクル法)
- ・パソコン(資源有効利用促進法)・二輪車、消火器(廃掃法の広域認定制度) など

これらについては、関連法に基づきメーカーなどがリサイクルを行っておりますので、各メーカーや購入店、販売店などへご相談ください。

(4) 分別後に残ったごみが「事業系一般廃棄物」です。

生ごみ(厨かい類)、オフィスから出る紙くず(レシート用の感熱紙や伝票用のカーボン紙、汚れている紙など、リサイクルすることが困難なもの)などが事業系一般廃棄物です。以下の方法で適正に処理してください。なお、いずれの処理方法も有料となります。

処理方法①

置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター(高畠町大字夏茂 2933 番地)へ自己搬入(直接持ち込み)する。

受付日: 月曜日～金曜日 受付時間: 午前 9 時から正午、午後 1 時～午後 4 時
処理料金: 10 kgにつき 180 円

※受入基準などについては、千代田クリーンセンターへお問い合わせください。

処理方法②

本市一般廃棄物収集運搬許可業者(次の 13 業者)へ収集運搬を委託する。

※料金などについては、各許可業者へお問い合わせください。

事業所名	電話番号	事業所名	電話番号
(有)カトウ衛生企業	28-1253	(株)原幸商店	21-3751
金沢清掃(有)	23-0965	文化清掃(有)	28-1399
(有)厚生社	23-8105	米沢環境事業協同組合	26-4551
(有)後藤クリーン商会	38-2160	米沢清掃(有)	22-6440
塩谷物流(有)	23-1415	鷲尾商店	23-6188
(株)シグマ	37-6133	(有)渡辺商店	23-0670
中央清掃(有)	22-6100		

(五十音順)

(2) 次に、産業廃棄物を分別しましょう。

◆産業廃棄物の分類例

あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、炉清掃排出物、重油燃焼灰、焼却炉などの焼却残灰など
	② 汚泥	グリストラップ汚泥など、製造や排水処理などで排出されるすべての汚泥
	③ 廃油	食用油、エンジンオイル、潤滑油など
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着廃液などの酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液などのアルカリ廃液
	⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール製品、廃タイヤ、合成繊維、合成皮革、梱包材(PP バンドなど)、緩衝材、農業用マルチ・肥料袋など
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	机(スチール製)、刃物類、釘、クリップ、安全ピンなど
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コップなどのガラス類、電球、陶磁器、植木鉢、石膏ボードなど
	⑩ 鋳さい	電気炉などの鋳さい、鋳物廃砂、不良鋳石など
	⑪ がれき類	コンクリート、レンガ、瓦の破片、アスファルトの破片など
	⑫ ばいじん	ばい煙発生施設などの集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダストなど
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業※、パルプ・紙製造業、製本・印刷加工業などから発生する紙くず
	⑭ 木くず	建設業※、木製品製造業などから発生する木くず、貨物流通用パレット
	⑮ 繊維くず	建設業※、繊維工業などから発生する繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品・医薬品製造業などで原料として使用した動植物に係る不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場から発生する獣畜および食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、羊、馬、鶏などの糞尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、羊、馬、鶏などの死体
	⑳ 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの	

※工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。

これらの産業廃棄物については、産業廃棄物の収集運搬許可業者に収集運搬を委託するか、産業廃棄物処分業許可業者の処理施設に自己搬入して処理してください(いずれも有料)。

これらの許可を持たない業者に収集運搬や処理を委託した場合、廃掃法違反で罰せられることがあります。

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可業者については、山形県のホームページでご確認いただくか、山形県置賜総合支庁環境課へお問い合わせください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話番号
産業廃棄物に関すること	山形県置賜総合支庁 環境課廃棄物対策担当	0238-26-6034
事業系一般廃棄物に関すること	米沢市環境生活課 廃棄物対策担当	0238-22-5111 (内線 3303、3304)
千代田クリーンセンターでの受入に関すること	置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター	0238-57-4004